

【H-ライフル協会】 年少射撃資格の認定に関する推薦

年少射撃資格の認定に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の13第1項の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満14歳以上18歳未満の者
- (2) 親権者または後見人の承諾を得た者で、空気銃（空気けん銃を含む。）を標的射撃以外に使用しない旨を誓約した者
- (3) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会员）
- (4) 空気銃（空気けん銃を除く。以下同じ。）の場合は国民体育大会の空気銃射撃競技、空気けん銃の場合は国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。）の空気けん銃射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められた者
- (5) 法第4条第1項第5号の2の規定により許可を受けた射撃指導員から指導を受けることができる者、または当該射撃指導員の確保が見込まれる者
- (6) 日本ライフル射撃協会が主催または指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (7) 日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会（都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体（以下単に「加盟団体」という。）が主催して行なう運動競技会を含む。）の空気銃射撃競技または空気けん銃射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (8) 日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるビーム・ライフル立射またはビーム・ピストル立射で、段級位が7級以上のものがあるか、またはそれと同等以上と認められる技能を有する者
- (9) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) 年少射撃資格の認定を受けようとする者は、年少射撃資格の認定に関する推薦申請書（様式第1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、年少射撃資格の認定に関する申請者誓約書（様式第9号）および年少射撃資格の認定に関する親権者承諾書（様

式第10号)を添付の上、日本ライフル射撃協会の加盟団体で、都道府県を代表する射撃スポーツ競技団体(以下「都道府県ライフル協会」という。)に提出する。ただし、加盟団体の会員であって申請者の住所地を管轄する都道府県ライフル協会の会員でない者が申請を行う場合は、推薦申請書及び添付書類を当該加盟団体を通じて当該都道府県ライフル協会に提出するものとする。

(2) 都道府県ライフル協会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての年少射撃資格の認定に関する推薦依頼書(様式第2号)1通を作成し、推薦申請書1通と共に日本ライフル射撃協会に提出する。

(3) 日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての年少射撃資格の認定に関する推薦依頼書(様式第3-1号または様式第3-2号)1通を作成し、次のとおり提出する。

① 空気けん銃の場合は、日本体育協会に提出する。

② 空気銃の場合は、申請者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体(以下「都道府県体育協会」という。)に提出する。

(4) 日本体育協会または都道府県体育協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、法第9条の13第1項の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)別記様式第15号の推薦書(様式第4-1号または様式第4-2号)を次のとおり作成する。

① 空気けん銃の場合は、日本体育協会は、推薦書正副各1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。日本ライフル射撃協会は、推薦書の写し1通を作成した後、推薦書正本1通および写しを都道府県ライフル協会に送付する。

② 空気銃の場合は、都道府県体育協会は、推薦書正本1通および写し1通を作成し、都道府県ライフル協会に交付する。

(5) 都道府県ライフル協会は、推薦書正本を申請者に交付し、その写しを保管する。

(6) 推薦書は空気銃または空気けん銃に係る推薦ごとに1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

5. 推薦の取り消し

日本体育協会または都道府県体育協会は、自らが行った推薦により年少射撃資格の認定を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき

② 誓約事項に違反したとき

③ 法第4条第1項第5号の2の規定により許可を受けた射撃指導員から指導を受ける見込みがなくなったとき

- ④ 正当な理由なく、日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会（都道府県ライフル協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体が主催して行なう運動競技会を含む。）の空気銃射撃競技または空気けん銃射撃競技に年2回以上参加しなかったとき
- ⑤ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1) 日本ライフル射撃協会の理事または都道府県ライフル協会は、日本体育協会または都道府県体育協会の推薦により年少射撃資格の認定を受けている者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5号）1通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（様式第6-1号または様式第6-2号）1通を作成し、空気けん銃に係る推薦に関するものは日本体育協会に、空気銃に係る推薦に関するものは都道府県体育協会に提出する。
- (3) 日本体育協会または都道府県体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7-1号または様式第7-2号）正本1通並びに推薦取消通知書（様式第8-1号または様式第8-2号）正本1通および写し1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。
- (4) 日本ライフル射撃協会は、推薦取消書正本を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書正本を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付し、その写しを年少射撃資格の認定に関する推薦依頼書を発行した都道府県ライフル協会に交付する。

附則

- 1. この要綱は、平成21年12月4日から施行する。
- 2. 平成24年12月3日までは、2. 推薦基準（8）については、日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるエア・ライフル立射で、段級位が7級以上のものがあるか、または同等以上と認められる技能を有する者を加えるものとする。